

災害用備蓄食品の有効活用について（第１回申込期限 令和７年５月２３日）

１．取組概要

鹿島港湾・空港整備事務所では食品ロス及び生活困窮者支援等の観点から、災害用備蓄食品を有効活用するため、更新により不要となった災害用備蓄食品をフードバンク団体等に提供いたします。

２．災害用備蓄食品提供情報

【主な内容】

品名：アルファ米（白飯）
総発売元：尾西食品（株）
提供数量：（100g×50個）×２箱
賞味期限：２０２５年６月



品名：アルファ米（わかめごはん）
総発売元：尾西食品（株）
提供数量：（100g×50個）×２箱
賞味期限：２０２５年７月



品名：アルファ米（えびピラフ）
総発売元：尾西食品（株）
提供数量：（100g×50個）×２箱
賞味期限：２０２５年７月



３．引渡場所等

〒３１４－００２１

茨城県鹿嶋市大字栗生２２５４ 鹿島港湾・空港整備事務所

連絡先：０２９９－８４－７７１１（総務課直通）

4. 申込方法等

○令和7年5月23日までに「災害用備蓄食品申込書（様式1）」に必要事項を記入の上、「info-k83ab@mlit.go.jp」あてに電子メールを送付ください。

○申込に当たっては「申込に当たっての注意事項」を必ずご確認ください、了承いただいた上で申込みください。

提供可能となる食品に関する情報

- ・引 渡 方 法 : 引取り
- ・引 渡 場 所 : 茨城県鹿嶋市大字栗生 2 2 5 4 鹿島港湾・空港整備事務所
- ・申 込 方 法 : 指定のアドレスへメールにて申し込み Mail : info-k83ab@mlit.go.jp
- ・問い合わせ先 : 鹿島港湾・空港整備事務所 総務課 TEL:0299-84-7711 (直通)
- ・配分方法のルール : 先着順

※商品の写真、引渡場所、合意事項については別添参照

[illegible]

申込に当たっての注意事項

災害用備蓄食品の提供申込みに当たっては、以下の点に確認いただきご了解ください。

1. 別紙に示す合意事項について了承する。
2. 申込みは1箱単位とする。
3. 鹿島港湾・空港整備事務所（茨城県鹿嶋市大字粟生2254）まで引き取りに来られるもの。
4. 提供数を上回る希望があった場合には、先着順とする。
5. 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

(別紙) 合意事項

1. 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品を提供する前に、鹿島港湾・空港整備事務所において本来の備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 災害用備蓄食品の提供を受けるフードバンク等は鹿島港湾・空港整備事務所と協議の上、提供食品の引渡日時を決定し、当該日時に、鹿島港湾・空港整備事務所での受取を確実に行う。

2. 提供災害用備蓄食品の品質管理

災害用備蓄食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう以下の(1)から(4)までの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損及び破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3. 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。また、譲渡後速やかに「譲渡報告書（様式2）」により、当該情報を鹿島港湾・空港整備事務所に報告する。

4. 責任の所在

- (1) 鹿島港湾・空港整備事務所は、提供食品が提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、提供を受けたフードバンク等の責任にお

いて提供食品の品質管理を行う。

(2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、鹿島港湾・空港整備事務所に問わない。

5. 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は適切に行う。

6. 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と鹿島港湾・空港整備事務所とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

7. 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在または将来にわたって反社会勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、鹿島港湾・空港整備事務所の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

(様式1)

災害用備蓄食品申込様式(第1回申込期限 令和7年5月23日)

○鹿島港湾・空港整備事務所では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品の役割を終えたものを有効に活用するため、フードバンク団体等(※)に提供いたします。

○申込に当たっては、令和7年5月23日までに本様式に必要事項を記入の上、「info-k83ab@mlit.go.jp」あてに電子メールを送付ください。

(※) フードバンク団体等とは子どもの貧困対策、生活困窮者支援など生活に困難を抱えている方々に対し食料・食事の支援を行っている団体をいう。

団体名	
住所	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

提供を希望する品名及び数量(箱数)

番号	品名	申込数量(箱数)

「申込に当たっての注意事項」の合意事項を確認いただき、合意いただける場合は「○」を記入してください。

「申込に当たっての注意事項」の合意事項に合意します。	
----------------------------	--

譲渡報告書

団体名	
報告年月日	

番号	譲渡年月日	譲渡先名称	譲渡品名	譲渡数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					